

D X時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る 今後の検討に向けた論点例（案）

1 経緯

- 令和3年7月19日、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問。デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応の審議を要請。
- 本委員会では、各種調査結果の報告等を踏まえ、議論を行い、今後、音楽以外の分野にも調査を広げるなどして検討を深めていくべきこととした（別紙）。

2 対価還元の実態把握と分析について

- 「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査」では、音楽分野における対価還元に関する実態調査を実施。部分的ではあるものの、デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態を把握。これを踏まえ、委員からは関係当事者間の透明性に対する意見などがあった。
- 前期の「今後の検討に向けた視座・視点」においては、音楽分野以外の分野における実態の把握について更なる調査研究の必要性を指摘。委員からは、電子書籍の実態把握も一案などの意見があった。
- 電子書籍市場規模は2021年度に5,510億円と推計されており、年々拡大。電子書籍のビジネスモデルは、1冊の電子書籍を1ダウンロードするのに対して課金するモデルが考えられるが、サブスクリプションやレンタルといった方式も存在し、そうしたサービスを提供する複数のプラットフォームが存在。
- また、デジタルコンテンツ市場の中で拡大している代表的な分野として映像がある。映像作品をインターネット上で視聴できるサービスとしては、サブスクリプションでリストにある作品を繰り返し視聴できるサービスがあり、そうしたサービスを提供する複数のプラットフォームが存在。
- このほか、DSM指令では、第15条にオンライン利用に関する著作隣接権が報道機関に付与され（いわゆる「プレス隣接権」）、プラットフォーム側が報道機関に使用料を支払わなければならないことを規定している。ただし、報道機関におけるオンライン上の収益方法については、国によって異なる事情も考えられる。

【論点例】

- 電子書籍や映像などの分野について実態を把握するための調査研究を実施したいと考えているが、調査に当たって明らかにしたい実態や留意点はあるか。また、ほかに特徴的な分野が考えられるか。
- これらの実態調査の結果を踏まえ、各分野に特徴的な課題や共通するような課題などについて議論してはどうか。

3 クリエイターへの適切な対価還元の将来の姿について

- デジタルプラットフォーム上でのコンテンツ消費が拡大し、著作物の利用形態も多様化。ダウンロードによる利用だけでなく、音楽や映像作品などはサブスクリプションによるオンライン上での視聴も普及。
- こうした中で、ユーザーがコンテンツを複製する手段についても、録音や録画の専用機器だけでなく、パソコンやスマートフォン、オンラインストレージ等が活用。私的録音録画補償金制度の在り方については、平成 26 年から令和 2 年まで「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」において議論。このような経過を踏まえ、知的財産推進計画 2022 では次のように記載。

私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係省庁による検討の結論を踏まえ、可能な限り早期に必要な措置を講ずる。

- これに関しては、関係省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施し、その結果を踏まえ、私的録音録画補償金制度の新たな対象機器としてブルーレイディスクレコーダーを候補とし、令和 4 年 8 月より当該指定に係る著作権法施行令改正案についてパブリックコメントを実施。
- 海外の著作権制度も変化しており、我が国の在り方を考える上で国際的な動向との関連も重要。文化庁では、令和 3 年度調査に続き、令和 4 年度に「著作権法改正状況及び関連政策動向並びに拡大集中許諾制度に関する諸外国調査」を実施。この中で D S M 指令について、E U 以外の調査対象国も含め、最新の法改正動向について調査を行う予定。
- 「今後の検討に向けた視座・視点」では、新たな技術の動向など、コンテンツ産業の将来的な姿も視野に入れて検討すると指摘。文化庁においては、分野横断権利情報データベースの構築に向けた検討を進めており、こうした取組がオンライン上での大量の著作物等の利用に係る対価還元の基盤となることも期待される。また、いわゆる「Web3.0」の時代においては、例えばメタバース空間で人々が直接つながる

ことで、人々が大量のコンテンツを利用でき、また、クリエイターがそこから直接報酬を得るようなことも拡大していくことが考えられる。

【論点例】

- 私的録音録画補償金の対象機器の追加指定について、パブリックコメントにおける国民各層からのご意見を踏まえ、今回の指定に当たって留意すべきことは何か。加えて、「過渡的な措置」との記述を踏まえ、様々な課題が指摘される私的録音録画補償金制度の今後についてどのような方向で考えるか。
- 知的財産推進計画にある「新たな対価還元策」の在り方をどのように考えるか。スマートフォンなど機器の多機能化、サブスクリプションといった通信技術を生かしたサービスなど、著作物の流通や利用形態が新たな技術の下で急速に変化する中、クリエイターの立場からは、どのような対価還元方策が望まれるのか。その際、DSM指令に対応した各国の法整備の進捗など、諸外国の状況も参考にし国内の課題を分析してはどうか。
- 適切な対価還元を実現するためにはコンテンツの利用者の視点も重要。コンテンツの利用と創作の好循環の最大化を実現するために不可欠な「社会的な理解」やコストの低減をどのように志向するか。そのために一人一人の利用者やクリエイターの意見に耳を傾けながら議論することとしてはどうか。

4 他の政策や著作物の取引との関係について

- 令和元年9月、グローバルで変化が激しいデジタル市場における競争やイノベーションを促進するため、競争政策の迅速かつ効果的な実施を目的として、デジタル市場競争本部を設置。特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号）が成立し、令和4年7月には同法の規制対象としてデジタル広告分野が追加されるとともに、引き続きモバイル・エコシステムや新たな顧客接点（ボイスアシスタント及びウェアラブル）に関する競争評価等を行っている。
- DSM 指令第17条においては、ユーザーアップロード型サービスにおいて、ユーザーが著作権を侵害するコンテンツをアップロードし、サービス提供者側がそのコンテンツを利用可能とする際に、その行為自体を著作権の侵害に当たるとするルールの整備を加盟国に求めている。

我が国ではプロバイダ責任制限法があり、ユーザーアップロード型サービス提供者もこの法律の提供を受けて損害賠償責任の制限等がされる。令和3年にはインターネット上の誹謗中傷等による権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの制度的見直しが行われている。

- DSM 指令第 18 条から第 22 条までにおいては、著作者・実演家が排他的権利をライセンス又は譲渡する場合、適正な報酬を受け取る権利を有し、不当に低い報酬を引き上げる要求や契約取り消しを行うことができると規定され、著作者・実演家への適切な対価還元・権利保護を企図している。本委員会においても、著作権等管理事業者とデジタルプラットフォームサービス提供事業者との契約の在り方を含め、関係当事者間の透明性に対する意見などがあった。

【論点例】

- 競争政策やデジタルプラットフォームに関する政策に係る政府全体の動向を踏まえつつ、著作権政策との役割分担にも留意しながら、必要な対応について議論してはどうか。
- 各分野の実態把握と課題の整理を踏まえつつ、透明性の確保その他適切な対価還元に資する運用上の取組を含め、著作物の取引上の必要な対応の在り方について議論してはどうか。

DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る 今後の検討に向けた視座・視点（案）

- DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策の更なる検討に向けて、現時点の著作物流通の実態を踏まえつつ、新たな技術の動向など、コンテンツ産業の将来的な姿も視野に入れて検討することとしてはどうか。
- これまでの議論を踏まえ、今後の検討に向けた視点としては、次のとおり。
 - 音楽分野に限らず、それ以外の分野における実態の把握について更なる調査研究が必要ではないか。その際、どういった分野・観点を調査対象とすることが、今後の議論にとって有益か。
 - 今回の調査研究や今後行う調査研究の結果を踏まえ、デジタルプラットフォームを介した著作物の取引に関して、関係当事者間の透明性の確保など、クリエイターへの対価還元を充実する観点からはどのような視点で検討することが有益か。
 - DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策の検討を深めるうえで、「著作物の利用主体の在り方」や「著作物の利用と対価還元の関係」について検討をすることが有益か。
 - このほか、今後の検討に向けて考えておくべき視点について。

(以上)